

第 27 回 岩手県景観形成審議会議事録

1 開催日時

令和 4 年 10 月 21 日(金)13:30~15:15

2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館 4 階 401・402 会議室

3 出席者

岩手県景観形成審議会委員（五十音順）

五十嵐 のぶ代委員

大瀧 英知委員

小田 祐士委員

勝部 敬次委員

加藤 祐子委員

川村 久子委員

熊谷 常正委員

倉成 淳委員（代理 古山 英範）

倉本 武樹委員

佐々木 祐子委員

沢田 茂委員

細越 久美子委員

南 正昭委員

三宅 諭委員

4 議事

事務局：ただ今より、第 27 回岩手県景観形成審議会を開催いたします。

まず、本日は代理も含め委員 14 名の御出席をいただいておりますので、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 28 条第 2 項の規定により当審議会は成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、奥州市長、倉成委員におかれましては、本審議会の委員の代理出席に関する取扱要領に基づき、代理出席の報告をいただいておりますので、お知らせします。

続きまして、令和 3 年 10 月 2 日付けで、任期の満了に伴う委員の改選を行っており、改選後、初めて委員の皆様にお集まりいただいた審議会となりますので、委員の皆様を御紹介いたします。

【名簿に沿って紹介】

続きまして、審議会の事務局を務めます県土整備部都市計画課の職員を紹介いたします。

【事務局員を紹介】

事務局：開会に当たり、県土整備部上澤まちづくり担当技監から御挨拶を申し上げます。

【挨拶】

事務局：本日事務局で用意いたしました資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

事務局：それでは、議事の(1)の会長の選出に入らせていただきます。

本審議会の議事は、岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第2項により、会長が会議の議長を務めることとされておりますが、今回が委員改選後、初めてお集まりいただく審議会となりますので、現在、会長及び会長職務代理者が選出されておられません。そこで、(1)の「会長の選出について」は、暫定的に嵯峨総括課長が議長を務めさせていただきますので御了承願います。

議長：それでは、暫定で議長を務めさせていただきます。議事(1)の会長の選出について、事務局より説明をお願いします。

事務局：今回が委員改選後、初めてお集まりいただく審議会となりますので、まず、当審議会の運営方法や審議事項について、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

【資料1により説明】

事務局：なお、会長の選出については、岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第1項の規定により、委員の互選によることとされております。

議長：ただいま事務局から説明があったとおり、会長は委員の互選によることとされております。つきましては、会長に自薦される方、または会長を他薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

【各委員から推薦なし】

議長：それでは、事務局から提案させていただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員：(異議なしの声)

議長：それでは事務局から提案をお願いします。

事務局：事務局といたしましては、改選前に会長を務めていただきました岩手大学の南委員に引き続き会長をお願いしたいと考えております。

議長：ただ今、事務局から、南委員に会長をお願いするという案が示されましたが、委員の皆様はいかがでしょうか。

各委員：(異議なしの声)

議長：それでは、御異議がないようですので、南委員、よろしくをお願いします。

これで、議事(1)の「会長の選出について」を終了させていただきます。

なお、岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第2項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これ以降は南会長に進行をお願いしたいと存じます。南会長、議長席の方へよろしくをお願いします。

会長：委員の皆様方には、円滑な議事の運営につきまして、御協力の程よろしくお申し上げます。

それでは、岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第3項の規定により、会長があらかじめ会長職務代理者を指名することとなっておりますので、指名をさせていただきます。

改選前に引き続き、熊谷委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

熊谷委員：結構です。

会長：では、議事(2)の審査部会委員の選任に入りたいと思います。

事務局から審査部会委員の選任について説明をお願いします。

事務局：それでは、岩手の景観の保全と創造に関する条例第29条第1項の規定に基づく部会の設置について、資料No.2を用いて説明させていただきます。

【資料2により説明】

事務局：最後に、審査部会委員についてですが、資料1の2ページ目にありますが、条例第29条第2項の規定により、会長の指名する委員をもって組織することとされてお

ります。

会長：ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はありませんか。

【各委員から意見及び質問なし】

会長：なければ、審査部会委員を指名いたします。事務局で指名名簿を配ってください。

【事務局から審査部会委員名簿案を配布】

会長：名簿のとおり、改選前に引続き、同じ専門分野の5名にお願いしたいと思いますので宜しくお願いします。

会長：続きまして、議題(3)諮問事項の議事に進みます。諮問事項の「議案第1号 屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)について」事務局より説明願います。

【資料3により説明】

会長：ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はありませんか。

委員：今回の施行規則の改正は、屋外広告物法の改正に伴うものではなく、施行規則の改正だけのものであるという理解でよろしいですか。

事務局：そのとおりです。まちづくりの動向等を踏まえて県が定める規則の改正をするものです。

委員：法改正による改正ではないということであれば、何かきっかけみたいなものがあったのでしょうか。

事務局：きっかけといたしましては、先ほどの説明で少し触れさせていただきましたとおり、まちづくりの動向の変化を踏まえ必要な改正をしようとするものです。コンパクトシティの話は以前から様々言われてきておりますが、最近の災害の発生状況から、より一層、居住機能や都市機能をコンパクトに誘導していく動きがあり、建築物の高度利用を実現する市街地再開発事業や、容積率緩和を活用したまちづくりが行われるようになってきております。そのような状況から、建築物の高層化に対応した規制に改める必要があることから今回規則の改正をしようとするものです。

委員：今回の規制緩和の対象となるのは広告板に限定されるものであり、最も高い位置に設置される屋上広告物については現行規制が残るということでよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

広告板については、建築物自体が、直接的な景観阻害要因になっているものであり、壁面に広告板が設置されたとしても、直接的な景観阻害要因にはなるものではありません。これに対して、屋上広告物やそで看板については、建築物の屋上や、側面に取り付けられるものであり、背後の景観に直接的な阻害要因になってしまいますので、これらについては規制は現行のまま残すというものです。

委員：ありがとうございます。

委員：広告板については、企業名とか、ビル名とかの表示が、具体的な対象だと思うのですが、民間事業者から改正に関する要望があったからということでしょうか。

事務局：要望を改正要因としているものではありません。まちづくりの現状としてですが、市街地再開発事業については盛岡市の中ノ橋通一丁目地区で実施中であり、北上市でも事業化に向けた動きがあります。また、容積率の緩和につきましては、北上市で既に行われており、一関市でも駅前の地区で検討されているものと聞いております。このようなまちづくりの最近の動向を踏まえ、改正しようとするものです。

委員：ありがとうございます。

委員：二点お伺いしたいのですが、一つは、景観を阻害するという判断が出される基準にはどのようなものがあるのか。

もう一つは、高くなると壁面に付けても風や自然災害を考えたときに安全性が課題となると思うのですが、規則の中で安全性については担保されているのでしょうか。

事務局：最初にございました景観に関する基準のことをございますが、建築物の景観形成に関する基準については、景観計画において、色彩や、高さなどについて配慮いただく基準を定めています。

二つ目の安全性に関しましては、令和2年度に条例の改正をさせていただいておりました、適正に管理していくということで管理義務と点検義務について規定させていただいているところでございます。

例えばですけれども、金属製の広告物に関しましては、3年で、更新申請していた

だきますが、その際、点検調書も出していただくこととしており、安全性の担保に努めているところでございます。

委員：その安全性の担保は、規則で定められているのでしょうか。

事務局：説明が不足し申し訳ありません。

条例に規定させていただいておきまして、規則には具体的な点検箇所や、点検にあたっての提出書類等、詳細について規定されております。

委員：確認ですが、スライド2-3の図では、規則を改正すれば、広告板が建築物の壁面の一番上でもOKということですが、その次のスライド2-4、改正（案）の（5）では、「屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下」と表示されています。これは51m以下の建築物でもこの3分の2以下の高さにする必要があるということですか。両方をクリアしてなければ、掲示できないということですか。

事務局：これが適用されるのは、屋上広告物の場合です。

例えばですけれども、建築物の高さが30mあったとします。そうしますと、その3分の2の高さ20m分の高さの分を屋上からさらに上の部分につけることができるというものでございます。

委員：わかりました。

委員：すごく基本的なことを伺いたいんですが、説明の中で、こういったまちづくりの経緯があるとのことでしたが、あまりイメージがつきにくく、初めて知ったなという感じです。まちづくりの気運というのは企業がやってるのか、県でこういうふうにしたいと言っているのか、色々な方が関わっているとは思いますが、先ほど具体例で中ノ橋通、北上、一関の例が出ましたが、もう少し具体的に教えていただくとイメージを持ちやすかったり、気運を作っているのは誰っていうところを伺いたいと思います。

事務局：気運につきましては、まちづくりを主体的にやってるのは市町村になりますので、市町村の動きが大きいところがありますが、例えば、市街地再開発事業になると、組合が主体で行っているところもあります。

県としては、市町村のまちづくり、都市計画変更や再開発事業の都市計画決定をするところなどをもって、そういった動向があると捉えています。

ただし、民間開発も、当然、考えられるところではございますので、民間主体とい

うものも全くないということではないかと思えます。

先ほどお話をさせていただいた都市計画の中での決定だったり、用途地域の変更をするのも市町村が行うものですので、その動向を捉えまして、今回の改正をしたいと考えているところです。

委員：すいません、まだあんまりピンとこないです。

何となく、多分私がピンとこないのは、例えばまちを作ったりとか、景観を作ったりっていう、住んでる人たちが関わってるという、そういう雰囲気、あんまりこう感じられないからかなって、今お話を伺いながら感じました。以上です。

委員：まちづくりのために、51mの高さ制限が撤廃されるっていうのがちょっと結びつきにくいのかなと思えます。

まちづくりで高層のマンションとかありますけど、実際マンションの上の方にマンション名をつける事案というのはほとんど私も見たことないですし、やっぱりビルとか会社の企業のロゴとかっていうのが、高層ビルの上に、乗ってるというのが、イメージしやすいのかなと思うんです。まちづくり云々のために、撤廃するっていうのがちょっと結びつきにくいんじゃないかなと思えます。

実際、高層ビルを建てたいという企業があったとしても、その上の方に 51m以上に看板が設置できないからやめるっていうことがなかなか考えにくいと思えますので、そういった意味でちょっと、まちづくりの容積率緩和とか、再開発のために撤廃するっていうのは、理由付けとして、いまいちピンとこないのかなというふうに思えます。

事務局：説明が不足して申し訳ありません。

県としましては、まちづくりというところでもお話をいただきましたが、今、まちづくりの方向性として、コンパクトなまちづくりを目指していて、その中で建築物は高層化するというようなところの動向があると捉えています。

確かにマンションとかそういったものだけを取り上げれば、委員の御指摘のとおりのところもあるかと思えますけれども、今後、様々な形で、建築物が高層化される、例えばビルであったり、そういったものも建設されるようなこともあろうかと思えますので、県としましては、このような機会をとらえて、景観阻害になっていないというような実態にある広告板につきましては、規制を撤廃しても、景観形成上は支障がないだろうというところで、今回、案を出させていただいたという状況です。

委員：御説明ありがとうございました。内容は理解したつもりです。ちょっと追加で、高さに関しては景観を阻害しないということなんですが、私自身は自分の仕事で色を使ったりして、街中にいろんな色があり、色の使い方は、形よりも強い部分があっ

たりして人にすごく影響を与えます。知らない間に目にしてるものが、子ども達の精神や考え方、私達も知らない間に影響を受けているかと思えます。そのくらい影響力がある存在なので色も大事にさせていただきたいというふうに考え、色彩についても、隣に専門の先生がいらっしゃいますけれども、考えてくださればと思います。

事務局：ありがとうございます。色彩についてもなかなか難しいところがございます、例えば建築物ですと、景観計画において派手な色、そういったものは使わないように基準を設けさせていただいております。良好な景観を守るため、委員御指摘のとおり、彩度や明度についても、今後、どのようなことが考えられるのか検討していきたいと思えます。

委員：先ほど委員の方から、景観に対して染みてこないというお話がありました。私この間まで都市計画課長をやっておりまして、やはり動機づけが大事ではないかなというように思います。奥州市においては、51mを超えるようなビルというのはほとんどないので、そういったことは置いておいたとしても、胆沢地区では、田園風景を守りながら、方や、町場の景観もあります。田園風景の方では、建築の際は、屋根の形式を寄棟か切妻か指定にしているところです。

そうすると、自分の家を建てるのに何でお前に指示をされなければいけないんだということがよくあります。

でも、私たちはそういったようなことを住民に理解していただくために、何度も何度もお話をするのですが、やはりまだ景観というものに対しての住民理解っていうのが低かったのかなっていう思いがあります。

それで、こういった件につきましては、県に相談したりとか、いろいろ御指導いただきながら、一昨年、三宅委員に来ていただきまして、景観セミナーということをやっております。

そういったようなものを、私ども自治体が努力していかなければ、市民の皆さんに浸透しないのかなと思っているのですが、その動機づけを、ただホームページに載せればいいということではなく、やはり先ほど言ったアクションを起こして、セミナーをやってみたりとか、もっと私どももこれから気をつけて県が目指している景観ということに対して、県民、市民みんなが、理解できるように、もう少し努力しなければならぬと痛感したところであり、これからも努力して参りたいと思えます。

委員：これからを考えると、こういう高い商業施設が建ってくるっていうのは考えにくいかなというのが私の感覚です。駅のところだけはあるかもしれないけど、ホテル・マンション以外で高いものはなかなか建ちにくいだろうなという気はしてます。気になっているのが、第1種特別地域、第2種特別地域においても同じように撤廃し

ていいのかなど。一律に撤廃するのは本当にいいのか気になるところです。

委員：私も、第1種、第2種については、やはりちょっと問題があるのではないかと思います。

先ほどから出ております、いわゆる都市の中における景観を担保するという点では第3種はともかく、いわゆる伝統的な町家が建ち並ぶ第1種の景観の中で制限を撤廃するというのは、時期尚早と言ってはなんですけれども、現実的な話ではないのではないかと思います。ちなみに、51mは何階建ての建築物になりますか。

委員：マンションでいくと、大体、階の高さが3mくらいだとすると20階以上とか。オフィスビルだと、大体4mくらいで17~18階。県庁で今、60mくらいでしたかね。

委員：岩手銀行の本店が10階ですので、その1.7倍くらい。

委員：マリオスについては20階、90何mくらい。

委員：1種についてはすでに市街地が形成されていて、歴史的な景観が出来上がってる場所、そこまで含めて廃止していいのか。これはちょっと気になる場所ですね。

事務局：特別地域は、加重で制限するところになりますが、そもそも区域には、特別地域と特別地域以外があり、規制の違いというのがございまして、表示できる広告物の面積が異なるほか、その他にも商業広告、要は自家用ではなかったり、案内誘導ではないものを規制しているのが、特別地域になります。別表第2、第3に記載しているとおり、高さ51m以下の規制についてはもともとあり、基準に適合した広告物については従前より掲出できる状況です。このようなことも踏まえて、今回改正をするものです。

委員：撤廃するのは第3種市街地景観地区だけで、第1種市街地景観地区と第2種市街地景観地区は規制が残るということですか。

事務局：はい。

事務局：再度説明させていただきますが、規制の区分は五つあり、自然景観、農山漁村、第1種、第2種、第3種市街地景観地区という区域区分で景観規制区域を定めているところがございますけれども、今回改正いたしますのは、この中の一番下の第3種のみ。第1種、第2種の例えば低層住居地域など、住居地域については改正するわけで

はなく、あくまでも商業的工業的土地利用が行われる、経済活動が活発化している地域のみ、広告板についてのみ高さの規制について撤廃しようとするものです。

委員：でも特別地域には、含むのですよね。

事務局：そのとおりです。

委員：ちょっと、この表現難しいですね。理解に苦しみます。

委員：この第1種特別地域、文化財等の周囲で規制が必要な地域って具体的にはどこになりますか。

事務局：例えば、第1種特別地域では平泉町の金色堂などがあります。

委員：例えば金ヶ崎町の伝統的建造物群は選定されてますから、金ヶ崎町の城内地区なんか該当するんじゃないでしょうか。それから一関市の巖美溪の特別名勝、特別天然記念物の周辺も地域設定してますので、そういったあたりが該当するんじゃないでしょうか。例えば、平泉町の世界遺産のいわゆるバッファージーンという緩衝地域が、これに該当するということですよ。

事務局：指定されている文化財については告示しているものとなります。

今回の規則の改正はあくまでも、第3種市街地景観地区、商業とか、工業的土地利用が行われてるところのうちの、第1種特別地域も広告板については高さの基準を撤廃することになります。例えば、仮に、第1種特別地域に該当するっていうのであれば、中尊寺金色堂というようなところから500m以内の地域、こういったところが、特別地域に該当します。同様な施設の例としましては、小岩井農場の様々な施設も該当いたしますし、奥州市であれば旧後藤家住家など、とかそういったものがあります。

委員：文化財建造物が中心ですか。

事務局：はい。それについても、建築物など告示させていただいているので、かなりの数が告示されています。

委員：対象地域で言えば、自然景観と農山漁村と第1種から第3種までの市街地景観地区の中に、文化財等の特別地域が含まれていて、加算されて、その景観保全の措置がとられるということですね。

事務局：はい。そのとおりです。

委員：ですから、第3種市街地景観地区であっても、第1種特別地域になってるところは、規制は残るといことですね。

事務局：今回の第3種市街地景観地区の中のうち第1種特別地域、第2種特別地域の中の建築物については、広告板については規制が緩和されるというものです。

委員：それはちょっとおかしいような気がして、なんか納得ができない。

会長：ちょっとよろしいでしょうか。景観計画を立てていくときや、規制を作っていくときには、何かの理由があって一段一段を積み重ねて今に至ってるわけですね。委員からお話いただいた、皆々先生方も御承知のように、盛岡の景観、施策自体が非常に進んでいると。岩手において盛岡という街があって、歴史ある町並みを大事にしていこうということで、市民が頑張っ、この景観形成について働きかけてきて、それが景観法の前から条例作っ、景観を大事にしていこうという取り組みがあったんですね。

それは行政主導というよりもむしろ、市民サイド県民サイド、そしてそれが行政と会話を重ねながら、一つ一つ階段を上ってきたところがあって、この制度自体が、少しずつ変化したり、社会ニーズがあって、それに応じてちょっとたてつけを変えたりとかっていう必要が出てくるわけですね。

今回御提案いただいでるのもその中の一つです。

それで、御説明の中で第3種市街地景観地区と、それに加えて第1種特別地域と第2種特別地域が加わってるところの経緯というか、先ほどお話なさったように思ったんですけど、そこのところは御説明できますか。そこの1点経緯っていうか、なぜここに一緒に加わっているか先ほどちょっとお話あったように思うんですけど。

事務局：自然景観地区から第3種市街地景観地区という5つの景観区分を設けており、そのうち、第1種特別地域、第2種特別地域については景観を保全する重要度が高いところもあるので、屋外広告物行政においてはさらに加重して、規制を強めています。具体的には、例えば表示面積については、同じ商業地域であったとしても小さくなっています。

また表示できる広告につきましても、いわゆる商業的なもの、製品名や商品名、そういったものは表示できないことになっています。要は自家用の、例としては、ビル名は表示できますが、いわゆる商業的な広告物については表示できないという形で規

制を強化しています。ただ、そうは言っても、景観地区などの指定により、特に建築物の高さの規制とかもしていなければ、建築物自体は、通常の商業地域の容積率、建ぺい率で建築物が建てられる状況ですので、高い建築物は建つ可能性があります。よって、今回提案いたしましたのは、広告板について、建築物自体が直接的な景観阻害の要因であり、背後の景観に与える影響は軽微だということで、変更をしようというものです。

会長：はい、ありがとうございます。

委員：申し訳ないんだけど、聞いているうちにどんどん必然性を感じなくなっています。対象地区の赤いところ、第1種特別地区が抜けているならいいが、ここが入ると、皆さんのいろいろ疑念が晴れない。将来的に問題が出てくるんじゃないかっていうのが引っかかる気がします。必然性となると、どこからも話が来たわけじゃなくて、将来的に今、この流れの中で考えたときに、そうした方がいいというように聞こえました。今、そのような建築物が計画されていないとすれば、第1種特別地域も規制を緩和することについて、もう少し時間かけて、説明をしたり、理解を得たり、議論すべきなのかなと思います。これは決めてしまうと、そのような問題が出たときに、もう1回戻りますかっていう議論をするのかどうか。それを考えると、今、急いでやらなきゃいけないとは聞こえなかったので、このところは引っかかるなという感じです。

委員：奥州市に来られた場合を想定して、ちょっと想像していただきたいんですが。水沢江刺駅を出まして、市役所の方に向かいます。そうしますと、右手の方とか左手の方にビル、ビルといっても、5階か6階ぐらいなんですけども、そのようなビルがあります。市役所までいくとT字路になっていて、右に曲がると市役所になりますが、近商と商業はその手前で止まっています。

ですから、先ほど県が言われたところは、住居系になっております。第3種市街地景観地区に文化財等の施設があるとすると、行政の決め方が悪いということになります。商業地域の中に文化財のものを入れるというのは、私の経験の中ではあんまりないというように考えております。

ですから、今回のような事例、第3種市街地景観地区のうち、第1種特別がどれくらいあるのかについては、奥州市でも多分ないと思われれます。私からすれば、これから立地適正化計画の策定され、51m以上のビルの建設されるというのはあまりないのかなと思うのですが、他の市町村、例えば盛岡市とか、仙台市、それとか一関市とか北上市などは容積率の緩和により、どんどん高いものができたときの広告への対応というのは必要かなと思います。ただ奥州市の場合は、商業のところから外れていますので、第3種には該当しないということになります。事前に、第3種市街地景観地区

の中に第1種特別と第2種特別というのがあるというのは、用途の張りつけ方が悪いということになると思い、調べてみたところ、そのようなところは、見当たりませんでしたので、その辺も考慮していただければと思います。

委員：高さ制限については、それはそれでいいと思いますが、建築物の投影面積に対する割合について。これって要するに高い建築物建てた場合、広告の表示面積が大きくなるっていう話になりますよね。これについても、ポイントが必要なんじゃないかと思うんですよね。もし本当に高さの制限を撤廃され、高い建築物が建つということとなれば、大きい広告が付くこととなる。これが、果たして妥当なのかというシミュレーションすることも必要なんじゃないかと感じております。

事務局：まず高い建築物が建つことについての懸念というのがあるのかなと感じています。例えば、都市計画の手法で建築物の高さを規制していく場合、景観法でいう景観地区であったり、または地区計画、そういったものを都市計画決定することで可能になります。ただし、今回議論してますのが、そもそも、特別地域のところで建築物の高さ規制を緩和したいということではなく、あくまで建築物が建った前提での広告板の位置について今回、御提案をしているところです。委員の方から、例えば重要な景観、今後守っていくべき景観について大事にする必要があるんだという話があったと思うんですけれども。そちらについては、先ほど奥州市からも話がありましたけれども、市町村などと話し合いながら、例えば、都市計画的な手法で高さを制限したり、用途地域を変更して建築物を建てられないようにした方がいいなど、景観の保全を市町村と一緒に考えていければいいなと考えているところです。

加えまして面積のお話でしたけれども、投影面積の上限値、それぞれ定めがございます。建築物の高さが高くなっていけば、表示できる面積というのは非常に大きくなるのではないかというお話でしたけれども、同時に、表示面積の上限値、というものも定めております。これについては、撤廃するものではございませんので、建築物が限りなく高くなって行って、比率のままに表示物が大きくできたとしても、ある一定のところまで上限が設けられており、過剰に大きくなることにはならないというような規制としております。

委員：ある一定数までは大きくなる可能性があるわけですよね。何mのところまで面積が大きくなる可能性があるということですか。

事務局：高さの話は確かに話はあるんですが、横の大きさもありますので、一概には言えないのかなと思うところです。

委員：例えば、51mの高さまで広告物をつけてもいいということになると、東京のようにデジタル画像のような広告物も対象になってくると思うんです。そうすると、「壁面からの出幅が2m以下」となっていますがそのような出幅で耐久性があるのかどうかということも考えた方がいいのではないかなと思います。

もう1点ですが、この特別区域についてですが、例えば、国道46号線の中屋敷や、大新町あたりに、焼肉屋とか、車屋とか様々な建築物が建っていますが、あの辺の裏手の方に埋蔵文化財がありまして、自分の土地なのに、勝手に建築物を建ててはいけないということです。これまでずっと、今でも発掘調査していて、そのような地域には建築物が建っていないのですが、今回の広告物に関しては、建築物自体がないので、この改正の対象にはそもそもならないという認識でよろしいでしょうか。

事務局：まず一つ目の耐久性のお話ですけれども、条例では、一定の基準を満たす広告物については許可をとって表示することとなっており、その際、建築確認で提出された書類を添付していただいて、その中身を確認させていただくことで、安全な工作物であるということを確認しております。あと先ほどもお話ししましたとおり、供用期間といいますか、使っている間につきましては、一定の期間ごとに、点検を義務づけさせていただいておりますので、安全面に関しては、一定のレベルのものは準備できているのかなというところでございます。埋蔵文化財の件については、今回の改正の対象としているのが、建築物に掲出される広告板を対象にしておりますので、委員がお話しされたものについては対象外となります。

委員：そもそも建築物が建っていないから対象になってないという認識でよろしいですか。

事務局：よろしいと思います。

委員：県では、屋外広告物条例を運用している市町村には、どのように説明されたんですか。

事務局：今回、規則の改正案につきましては、屋外広告物条例を持っている陸前高田市、平泉町、盛岡市に御説明させていただいているところです。県の考え方は伝えていますが、当然、各市町村の考え方がありますので、現時点ですと参考までに聞いている状況です。県の改正に合わせて、すぐに改正して欲しいというような説明ではありません。

委員：独自に運用されているところは、それでいいんですが、景観行政団体の中でも独自ではなく、県の条例を利用しているところがありますよね。

事務局：今回は、屋外広告物条例施行規則の改正ですので、屋外広告物条例を持っている市町村には説明させていただきました。今回の改正内容については景観に与える影響は軽微だと判断し、景観行政団体のところまでは説明しておりません。

委員：屋外広告物が景観に与える影響は大きいので。だから屋外広告物条例の規制の改正は重要だと。景観行政団体で県の屋外広告物条例を運用していたところが、知らないうちに変わってたというのは、どうなのかというのが私の質問の趣旨です。

事務局：屋外広告物条例を持ってるところについては、説明させていただいている状況ですが、その他の景観行政団体にはまだ説明していない状況ですので、今後説明させていただきます。

委員：そっちのほうが重要ですよ。

事務局：運用というのは屋外広告物の許可事務ということですか。

委員：独自に広告物条例を持ってないで、県の条例で運用しているという。

事務局：景観行政団体で、屋外広告条例をお持ちでない市町村につきましては、許可事務はすべて県で行っております。

委員：だから余計に説明しないとイケないですよってことです。

会長：たくさんの御意見をいただきましてありがとうございます。景観の政策に関してどこで線を引くかってなかなか苦労することなんですよ。県民とか、そのニーズを持っている、改変のニーズを持っているところとの間を取り持ちながら、行政がぎりぎりの舵取りをずっと進めていただいている状況に、現実あるのだと思います。

今般いただいた御提案につきましても、今回このように委員の皆様から、それぞれのお立場の中で御意見いただきましたところではありますが、この会議としての方向性を決めなければならないと思います。

多種多様な御意見があることは素晴らしいことですし、出てきた課題について、行政の方でしっかりと対応していただくということは言うまでもないことだと思います。そこで、今般、出ております提案につきまして、皆さんの御意向を伺いたいと思います。今般出ております説明につきましては、丁寧に御説明いただいたところかと思えます。

まずここで進んでいって、そして、次のステップに進んでいく。また、新たに出てくる課題について、この審議会で議論していく。一步進んでいくということで、よろしいものか。或いは今、まず、そこまで進めないのではないかという意見もございましたけれども、その終着点ですね。今この会議においてのところをつけなきゃならないかなと思っております。そこでですが、非常に難しい判断であるということは私自身もですし、ここに関わっている方も、よくわかっていただけていると思います。今の御説明を聞いても、そのとおりです。ぎりぎりのところで判断していきながら、一步一步進めて、そしてまた改善を図っていくということがあろうかと思えます。今般ここで出てきた意見はどちらかという、景観保全を重視したものが、どうしても多くなると思います。それは皆さん、誰も悪くしたくないわけで、良くしたいんですよね。

ただ一方で、コンパクトシティが進んでいく中で、そうした建築物を建てていくサイドのニーズがあるっていうのも確かなんです。そうすると、それほど大きく影響のない範囲だという判断で、今回御提案いただいたということになります。難しいところなんですけども、そんなごり押しするつもりはございませんけれども、私会長としましては、まず御提案の方向で進めていってはどうかと思えます。皆さん御賛同いただければですね。ただ課題をしっかりと押さえていただいて、次回、また、今後の改善に生かしていただくということを皆さんで踏まえながら、一步一步、景観行政を前に進んでいくっていうことをできたらと思います。いかがでしょうか。御賛同いただけますでしょうか。

各委員：(異議なしの声)

会長：それでは、諮問事項に対して、原案のとおりこれを認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員：(異議なしの声)

会長：それでは原案のとおりこれを認めることといたします。繰り返しになりますが、事務局としては、今般の意見、いろいろ出ておりますので、それ一つ一つ大事にして対応をお願いいたします。

以上で本日の審議会で予定していた事項はすべて終了いたしました。委員の皆様から、その他、御意見等ございますでしょうか。

委員：御存知の方もいらっしゃるかと思いますが、昨年、一戸町に御所野遺跡が世界遺産の構成資産として登録されたわけです。ところが、最近になりまして、一戸町と九

戸村の間の山沿いに大きな風力発電のタワーが10機以上建つようになりました。御所野遺跡からの緩衝地帯、或いは景観に直接影響を及ぼすものではありませんが、一戸町は景観条例を作っていると思います。九戸村はたぶんないと思いますので県の景観条例が適用されるということなのですが。その隣接する市町村同士で、そういった境界部分に施設を建てる場合に協議はあるのでしょうか。そもそも、風力発電とか自然エネルギーを利用した発電施設が、すごいスピードで拡大しているんですね。景観条例を制定した時に、これほどまでのものと思ってなかった、そういった意味で自然エネルギーの施設に対する景観への影響について、深刻なものがあると思いますが、国も含めて、或いは県としてそういった施設に対する景観上の措置というものを条例の中でうたっているのか、どうなっているのでしょうか。

事務局：今この場でお答えできるレベルではないのですが、委員おっしゃられるとおり、風力発電がかなり計画されているというのは認識しているところです。お隣の宮城県の蔵王とかでもかなりの建設計画があり、反対、撤回といった動きがあると聞いています。様々、動きがあるところでございますけれど、特に大規模なものにつきましては、環境アセスのほうで対応しているというのが実情です。県といたしましては、事業者に対し、今御指摘がありました、景観行政団体のところがあれば景観行政団体のところの御意見をきちんと聞くように、境界に建設計画がある場合は、その周辺の市町村について、意見を聞くようにというような形で、お話をさせていただいています。特に景観資源、視点場からの景観については、事業者が知り得る範囲というのは当然限られてると認識しておりますので、そのような情報を持っている市町村の意見を聞いた上で、反映させてくださいというように、県としては助言しているところです。

なお、風力発電などについて、県として景観上の措置について何か設けてはいないと認識しております。

委員：はい。

会長：どうもありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

それでは本日の審議は以上をもちまして終了いたします。

御協力誠にありがとうございました。事務局にお返しいたします。

事務局：南会長、ありがとうございました。

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして第27回岩手県景観形成審議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。